

代引決済サービス利用規約

(適用範囲)

- 第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、代引決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。
2. 本規約は、代引決済事業者と甲の間の権利義務の内容を定めるものではなく、また代引決済事業者と甲との間の既存の権利義務に何ら影響を及ぼすものではない。本規約の内容は、甲と代引決済事業者との間に代引決済に関する何らかの契約関係が存在することを前提とすることなく甲と PG との間によって履行される。
 3. 本規約は、甲が代引決済サービスの日本国内における利用を希望する場合又は現に利用している場合であって、かつ別途 PG 配送サービスの利用を申し込み又は既に利用している者に対してのみ適用される。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は、それぞれ以下の各号のとおりとする。

- (1) 代引決済 甲を売主とする商品の代金等（日本円に限られる。以下本規約において同じ）の代理受領権を、甲から授与を受けた運送事業者が、当該商品の通信販売の買主への引渡と同時に当該通信販売の代金等を現金その他 PG が指定する支払手段（以下「現金等」という）で買主が支払うこととされる場合に、当該現金等を受領すること
- (2) 代引決済サービス PG が提供する代引決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの
- (3) 代引決済事業者 本決済事業者のうち、PG が指定する、PG との間で代引決済に関する契約を締結している者であって、当該契約に基づいて買主からの代金等の代理受領を運送事業者に行わせ、代理受領された代金等から所定の手数料等を控除した残額を PG に支払う者（運送事業者が買主からの代金等の代理受領を自ら行う場合を含む）
- (4) 運送事業者 国土交通省から認可を受けた船舶運航事業者・航空運送事業者・鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者であって、PG と運送に関する契約を締結し、かつ代引決済に係る業務について代引決済事業者と委託契約を締結している PG の指定する者

(代引決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 代引決済サービスに関する本サービスの内容は、以下の各号の通りとする。

- (1) 代引決済に係る甲を売主とする通信販売の買主及び代金等の PG 所定のデータ（以下「販売データ」という）が甲から直接又は運送事業者を経由して通信回線を通じて PG に送信されてきた場合に、これを PG のシステムにおいて受信し、受信した販売データに基づき運送事業者所定のデータを作成し、作成した当該データを通信回線を通じて運送事業者及び/又は代引決済事業者のコンピュータシステムへ向けて発信すること、及び代引決済事業者から通信回線を通じて当該代金等に係る代引決済に関するデータ（以下「代引決済データ」という）が送信されてきた場合に、これを PG のシステムによって受信し、受信した代引決済データに基づいて当該代引決済に関する PG 所定のデータを作成し、作成した当該データを甲のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
 - (2) 運送事業者及び/又は代引決済事業者へ向けて発信された第1号のデータに基づく商品の代金等を、買主が商品の引渡と同時に支払うこととされている場合に、当該買主から当該運送事業者に代理受領させること
 - (3) 代引決済に係る代金等の金額を管理するためにデータ処理を行うこと
 - (4) インターネットを通じた管理画面の提供その他第1号から第3号までのいずれかに関連し又は付随するサービス
2. PG は、PG と代引決済事業者との間の代引決済に関する契約終了その他事由の如何を問わず、事前に甲に通知することにより代引決済事業者を変更することができる。
 3. 前項に基づく代引決済事業者の変更によって甲が何らかの損害を被った場合においても、PG は当該損害に関し一切責任を負わない。

(代引決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が代引決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、代引決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び代引決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、代引決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、代引決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(代引決済サービスに関する本サービスの利用の対価)

- 第5条 甲は、代引決済サービスに関する本サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。
2. 前項に基づく代引決済サービスに関する本サービスの利用の対価のうち、システム利用料金については、第4条に基づく PG による通知が行われた日の属する月の翌々月利用分から発生する。

(受領業務の委託等)

- 第6条 甲は、PG に対し、代引決済サービスに関する本サービスに係る代金等の代理受領業務を委託し、PG はこれを受託するものとする。
2. 甲は、買主が代金等を代引決済により支払う場合にこれを代理受領する権限を運送事業者に授与するための権限（PG から代引決済事業者へ権限授与する権限、代引決済事業者から運送事業者へ権限授与する権限を含む）を PG に対して授与する。

ただし、当該権限は、本利用契約の全部又は代引決済サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した場合には、当該契約の終了と同時に消滅する。かかる消滅は過去には遡及しない。

3. PG は、前項の定めに基づき、運送事業者による代金等の代理受領を代引決済事業者に委託し、代引決済事業者は運送事業者に当該業務を再委託する。当該代引決済事業者又は当該運送事業者が当該業務に関連して行った行為は、本利用契約の適用上、PG の行為とみなされるものとする。本項は第7条第3項の適用を妨げない。
4. 甲は、前項の委託及び再委託に同意し、異議を述べない。

(決済限度額)

第7条 代引決済サービスにおける決済限度額は送り状1件につき30万円以下(税込)とする。

(引渡金の支払等に関する特則)

第8条 代引決済サービスに関する本サービスにおける引渡金に関し、その支払、支払留保又は返金については利用規約第38条、第39条、第40条の定めに従う。

2. 運送事業者において第1項の代理受領がなされた場合においても、運送事業者又は代引決済事業者について、支払不能若しくは支払停止が生じ又は破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続開始等の事情によってPGが代引決済事業者から当該代理受領に係る支払を受けていない場合、PGは、当該代理受領分に関しては、第1項による支払義務を負わない。
3. PGは、代引決済事業者から通信回線を通じて送信を受けたデータに基づき、甲の通信販売の買主の代金等の支払状況を、インターネットを通じて、甲の閲覧に供する。
4. 通信販売に係る契約の締結申込の意思表示の撤回、対象商品の交換、通信販売に係る契約の解消等に伴う代金等の買主への返還は当該通信販売を行った甲自身の責任において対処するものとし、PG及び代引決済事業者は一切関与せず、甲のPGに対する当該商品に関する代引決済サービスに関する本サービスの利用料の支払義務は消滅しない。
5. 甲は、運送事業者において第1項の代理受領がなされ、収入印紙を貼付する場合の収入印紙代相当額を負担するものとし、これをPGとの間で精算する。

(免責に関する特則)

第9条 個々の商品に関する代引決済サービスに関する本サービスにおけるPGの責任は、i) 甲が代引決済サービスに関する本サービスの履行に必要な情報をPGに提供し、若しくはPGがPGの指定する運送事業者から代引決済サービスに関する本サービスの履行に必要な情報提供を受け、かつ、ii) 運送事業者が甲から商品を受取った時に始まり、第3条第1項第3号のデータ処理が完了した時点で終了する。

2. 買主が商品の受取り、又は商品代金の支払を拒否した場合、又は買主の都合により、商品が運送事業者の配達店到着日から起算して7日以内に商品の引渡しができない場合、PGは、甲に対する何らの通知又は催告を要せずして当該商品に関する代引決済サービスに関する本サービスの履行義務(第3条第1項第4号に定めるインターネットを通じた管理画面の提供義務を除く)から免れることができる。但し、運送事業者の責に帰すべき事由がある場合は、この限りではない。
3. 前項の履行義務から免れた場合においても甲は第5条に定める対価の支払義務は消滅せず、また、商品の取扱いについては、PG配送サービス利用規約の定めるところによる。

(取扱商品に関する特則)

第10条 甲は、利用規約に定めるもののほか、以下の商品を取扱ってはならない。

- (1) 医薬部外品、健康食品、化粧品等で薬機法に抵触するもの及び抵触するおそれがあるもの
- (2) 現金、印紙、切手、回数券、その他有価証券
- (3) 第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害するもの及び侵害するおそれがあるもの
- (4) サービス・役務の提供でその代金を前払いする方式の商品

(事後効)

第11条 PGと代引決済事業者との間の代引決済に関する契約又は運送事業者と運送に関する契約が事由の如何を問わず終了した場合には、当該契約の終了と同時に本規約は将来に向かって自動的に失効する。

2. 本利用契約の全部又は代引決済サービスに関する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、第3条第3項、第6条(甲への引渡金支払までに限る)、第8条、第9条及び本条本項は、なお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上